

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人吉原稔、同木村靖、同野村裕、同小川恭子の上告理由について

公職選挙法二五条の規定に基づく訴訟は、選挙人名簿の脱漏又は誤載の修正（登録又は抹消）を目的とするものであるから、選挙人名簿が既に修正されたときは、訴えの利益を失うものと解すべきである。これと同旨の原審の判断は正当であつて、原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立つて原判決を非難するものにすぎず、採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、
裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	中	村	治	朗
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	和	田	誠	一